

じよせいじぎょう
し
助成事業のお知らせ

① **事業者向け障害者理解研修会の講師派遣に係る費用助成**
 姫路市内の事業者(企業等)がその従業員等向けに障害理解に関する研修を実施する場合に、講師派遣費用を助成します。

【講師】 障害者差別解消法ネットワーク
 【研修内容の例】 障害のある方の生活のしづらさ、心のバリアフリー、障害者差別解消法等

② **事業者向け手話研修会の講師派遣に係る費用助成**
 姫路市内の事業者(企業等)がその従業員等向けに手話研修を実施する場合に、講師派遣費用を助成します。

【講師】 姫路ろうあ協会
 【研修内容の例】 聴覚障害、手話での挨拶・自己紹介・会話の実践等

③ **手話通訳者の派遣に係る費用助成**
 事業者(企業等)が開催するイベントや行事等で手話通訳者を設置する場合に、手話通訳者の派遣費用を助成します。

【対象】 姫路市内で開催される、広く市民が参加できる講演会、イベント等
 【手話通訳者】 姫路手話通訳者協会

*②、③の事業は、姫路市手話言語条例に基づき実施しています。

注意事項

- ①、②の事業について
- ・ 1 事業者につき5人以上の参加者とし、事業者単位でお申し込みください。
 - ・ 1 回90分程度の研修です。(要相談)
 - ・ 日時や場所、講師派遣料等、内容の詳細は申込者の希望をお聞きし、講師と調整の上決定します。

- ①～③の事業について
- ・ 助成額等の詳細は、姫路市障害福祉課へお問い合わせください。
 - ・ 同一事業者による申込は、各年度1回のみ対象です。(同一年度に①～③それぞれの申込は可)
 - ・ 他の補助事業の対象となっているものは対象外です。

・・・「ヘルプマーク」は援助が必要な方のマークです・・・



「ヘルプマーク」は、義足や人工関節、妊娠初期や内部障害等、外見から分からなくても支援や配慮を必要としている人が身に着けておくことで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

- 【マークを携帯している人を見かけたら・・・】
- 電車やバスの中で、席をおゆずりください
 - 駅や商業施設等で、困っているようなら声をかける等の配慮をお願いします
 - 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします

二次元コードからヘルプマークの詳細を確認できます
 (https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001748.html)



お問い合わせ

姫路市役所 障害福祉課(姫路市安田四丁目1番地)

電話:079-221-2454 FAX:079-221-2374 メール:syogai@city.himeji.lg.jp

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう かいせい
障害者差別解消法改正

じぎょうしゃ ごうりてき はいりよ ていきょう
事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます!
 (令和6年4月1日～)



しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう
障害者差別解消法とは?

行政機関や民間事業者の障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすため、平成28年4月1日に施行された法律です。障害のあるなしに関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害がある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。

しょうがいしゃ
「障害者」とは?

この法律でいう「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます)、その他心や体の働きに障害(難病)起因する障害も含まれます)がある人で、障害や社会的障壁*によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

*社会的障壁・・・障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる事物、制度、慣行、観念などのこと

じぎょうしゃ
「事業者」とは?

この法律でいう「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う者をいい、個人事業者やボランティア活動をするグループなども「事業者」に含まれます。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう さだめ
障害者差別解消法で定められていること

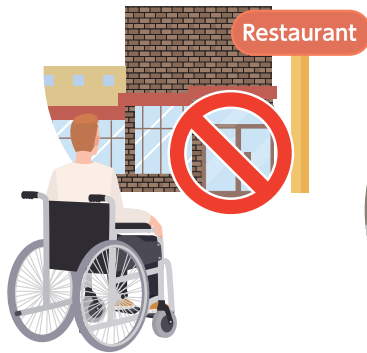
	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはりよ ていきよう 障害者への合理的配慮の提供
くに ぎょうせいきかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたい 地方公共団体など	きん 止 ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いが きんし 禁止されています。	ほうてきぎむ 法的義務 ごうりてきはりよ 合理的配慮を おこな ひつよう 行う必要があります。
じぎょうしゃ かいしゃ みせ 事業者(会社、お店など) こじんじぎょうしゃ 個人事業者やNPOなどを含む	きん 止 ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いが きんし 禁止されています。	どりよくぎむ 努力義務(注) ↓ ほうてきぎむ 法的義務(R6.4.1~)

ちゆう ほう かいせい れいわ ねん がつ にち どりよくぎむ ほうてきぎむ か
 (注)法の改正により、令和6年4月1日から努力義務から法的義務に変わります。

ふとう さべつてき とりあつか
不当な差別的取扱いとは？

しょうがい ひと たい せいどう りゆう しょうがい りゆう しょうひん ていきよう きよひ せいげん じょうけん
 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を
 つけたりすることです。行政機関、民間事業者ともに禁止されています。
 せいどう りゆう ほんだん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りかい え つと ひつよう
 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要があります。

ふとう さべつてきとりあつか れい
【不当な差別的取扱いの例】



くるま りゆう 車を利用していることを理由に
 レストランなどへの入店を断った。



しょうがい 障害があることを伝えると、
 しょうがい 障害者向けの物件はないと言って
 アパートなどの部屋を貸さなかった。



しょうがい 障害があることを理由に、
 スポーツクラブへの入会を断った。

ごうりてきはりよ
合理的配慮とは？

ごうりてきはりよ しょうがい ひと しょうかい なか しょうへき との めぞ なん たいおう ひつよう
 合理的配慮とは、障害のある人から社会の中にある障壁(バリア)を取り除くため何らかの対応を必要としているという
 いし した 意味を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。
 重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由をよく説明し、別のやり方を提案す
 るなど、話し合い、理解を得るよう努める必要があります。

ごうりてきはりよ ていきようれい
【合理的配慮の提供例】



くるま りゆうしゃ てんぼ 車いすの利用者のため、店舗の
 出入口にスロープを設置する。



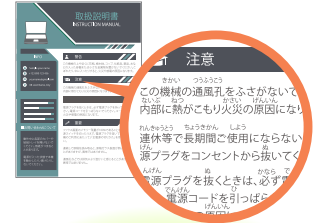
しやくしやうがい 視覚障害がある人に、
 きさい 記載されたメニューやサービスの内容を
 よみあ 読み上げて説明する。



だいひつ 依頼があった場合に、
 かわりに 代わりに書くことに支障がない書類の場合は、
 その人の意思を十分に
 かくにん 確認しながら代わりに書く。



いし 意思を伝え合うために、
 イラストや写真のカード、
 タブレット端末などを使用する。



しょうがい 障害の特性に配慮し、
 せつめい 説明書やパンフレットなどの文字を
 おお 大きくしたり、ふりがなをつけたりする。



せつめい 説明会などに手話通訳や要約筆記を設置する。
 また、スクリーンが見やすいよう、
 しょうがい 障害の特性に応じて会場の座席を決める。

知る

しょうがいしゃ さべつかいしょう む
**障害者の差別解消に向けた
 理解促進ポータルサイト**

「障害者差別解消法」により定められている
 事項について理解していただくためのサイト
 です。事例動画などで分かりやすく説明して
 います。(内閣府)



調べる

しょうがいしゃ さべつかいしょう かん
**障害者差別解消に関する
 事例データベース**

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の
 提供」などについて、行政機関や事業者等
 の相談窓口に寄せられた具体例を、障害種
 別などに応じて検索できます。(内閣府)

